

2013年度総会告示および全ての個人会員の総会への参加について

2013年度総会告示

理事長

2013年度公益社団法人日本気象学会総会を下記により開催しますので、全ての個人会員はご参加下さい。

記

日時：2013年5月16日（木）13：30～15：20
場所：国立オリンピック記念青少年総合センター
議案：別途送付

以上

全ての個人会員の総会への参加について

理事会

社団法人日本気象学会は2013年4月1日から公益社団法人へ移行します。この移行に伴って、総会には全ての個人会員が出席することとなります（詳細については、下記の2012年度総会資料抜粋参照）。

このため、2013年度総会からは、全ての個人会員に、別途総会議案を送付します。送付された議案を十分検討の上で同封してある総会参加票（ハガキ）によって、議案に対する賛否等の意思の表明を行って下さい。総会会場に直接出席できない方も参加票を提出することにより、総会に参加したことになります。

総会の成立には全個人会員の1/3以上（約1,150名以上）の参加が必要です。総会会場に直接出席する方も出席できない方も、必ず総会参加票を提出するようお願いいたします。

【2012年度総会資料抜粋】

「天気」2012年7月号（Vol.59, No.7）「総会資料説明資料1」（p.652～）より抜粋。

①会員制度の変更（定款第5条、細則第13条）

現在、日本気象学会では、個人会員を「通常会員」と「特別会員」に分け、「通常会員」を法人の「社員」としています。「社員」は、法人の運営に参加する権利と義務を有する会員と位置付けられています。

新法人制度では、会員が法人の運営に参加する権利を奪うことは原則として認められていません。会員数が多い社団法人では、会員による選挙によって一定数の代議員を選出し、選出された代議員を「社員」とすることが認められていますが、気象学会理事会では、「天気」2011年7月号（p.612）でもご説明したように、代議員制は採らずに、全ての個人会員を「社員」とすることとしました。（以下略）

②総会の成立要件（定款第17条）

現在の定款では、社員総会が成立するためには、通常会員の過半数の出席が必須です。新法人では、社員総会が成立するためには、全個人会員の3分の1以上の出席が必要となります。ただし、特別決議を行うためには、全個人会員の過半数が出席する必要があります。

現在以上に、総会の成立要件が厳しくなることから、会員の皆様の積極的な総会への出席が求められます。

以上